≪休日も子育てしやすい環境≫

新たな休日預かり保育事業を10月から開始

~利用支援助成金の大幅拡充も~

認可保育所の一部で実施している休日保育を利用する場合は、保育認定を受けた 事由と同一であることなどの条件があるため、幼稚園を利用している児童や保育所 入所待機中の保護者などが、休日に急用が生じた場合に子どもの面倒を見られなく なり非常に困るものであることから、子育て世代がいつでも安心して子育てができ るように、市の独自政策として新たに令和2年10月から休日預かり保育事業を実 施する。

この事業については、様々な保育ニーズに対応できるよう民間活力の導入による 展開を充実させ、子育てサロンを運営するNPO法人2か所で実施し、保育所を利 用中の家庭でも保育認定の理由にあたらない冠婚葬祭や育児から離れたリフレッシュなどでも利用できる。

さらに、保育所等の保留者を助成対象としていた「野田市代替保育利用支援助成金」については、令和2年10月から保育を必要としている(保育認定2・3号又は施設等利用認定2・3号)全ての保護者(保育所保留者含む)が、要件に関わらず、休日も含めて、補助率1/2、上限2万円の範囲内で利用できるように拡充し、対象利用施設を一時預かり事業とファミリー・サポート・センター事業に加えて、認可外保育施設を追加する。

今回の拡充にあわせて、助成金の事業名称を「野田市子育でサービス等利用支援 事業」に改め、新たな休日預かり保育事業を拡充後の利用者支援助成金の対象とす ることで、休日も子育てしやすい環境づくりを推進する。

令和2年9月議会に必要な経費を補正予算として提案し可決された。

●休日預かり保育事業の創設

実施する施設名	開設日・時間	利用料 (予定)
特定非営利活動法人 子育てネットワークゆっくっく	日曜・祝日 (12/29 から翌年 1/3 まで除く)	1 時間 8 5 0円 3 0分 4 2 0円
特定非営利活動法人 ゆうアンドみい	午前9時から午後4時まで ※上記時間以外は要相談	

- *利用にあたっては、利用日の3日前までに直接施設へ申込。
- *詳細については、市ホームページを確認ください。

問合せ=保育課・内線 2172